

皇室典範等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○	皇室典範（昭和二十二年法律第三号）（抄）（第一条関係）	1
○	皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）（抄）（第二条関係）	4
○	皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律（昭和二十二年法律第百十一号）（抄）（第三条関係）	6
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第四条関係）	12
○	行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）（附則第七条関係）	13
○	日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）（附則第八条関係）	14

改 正 案	現 行
第九条 天皇及び皇族は、第三十八条第一項の規定による場合を除き、養子をすることができない。 第十条 立后及び皇族の婚姻は、皇室会議の議を経ることを要する。ただし、第十四条第一項の者でその夫を失つたものと天皇及び皇族以外の男子との婚姻については、この限りでない。 第十二条及び第十三条 削除	第九条 天皇及び皇族は、養子をすることができない。 第十条 立后及び皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることを要する。 第十二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。 第十三条 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室会議の議により、皇族の身分を離れないものとすることができる。 第十四条 (略) ② 前項の者が、その夫を失つたときは、同項による場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。 ③ 第一項の者は、離婚したときは、皇族の身分を離れる。
第十四条 (略) ② 前項の者が、その夫を失つたときは、同項による場合のほか、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。 ③ 第一項の者でその夫を失つたものが、天皇及び皇族以外の男子と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。	第十四条 (略) ② 前項の者が、その夫を失つたときは、同項による場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。 ③ 第一項の者は、離婚したときは、皇族の身分を離れる。

④ 第一項の者は、次の各号のいずれかに該当するときは、皇族の身分を離れる。

一 その夫が皇族の身分を離れたとき。

二 離婚したとき。

第十五条 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合並びに第三十八条第三項の規定による場合を除いては、皇族となることがない。

第六章 養子皇族男子

第三十八条 親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王（皇嗣及び皇嗣妃を除く。）は、皇室会議の議を経て、この法律による皇族男子であつた者の嫡男系嫡出の子孫である現に皇族でない年齢十五年以上の男子であつて、配偶者及び子がいないものに限り、養子とすることができる。

② 前項の規定により養子をする縁組（次項及び第八項において単に「縁組」という。）については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十八条の規定は、適用しない。

③ 縁組による養子は、当該縁組の時から、皇族となる。

④ 養子皇族男子（前項の規定により皇族となつた皇族男子をいう。以下この条において同じ。）については、第二条の規定は、適用しない。

⑤ 第一項の規定により養子となつた者については、これを実方の系統による嫡男系嫡出の者として第六条の規定を適用する。

⑥ 養子皇族男子に係る第七条の規定及び第九項の規定により読み替

④ 第一項及び前項の規定は、前条の他の皇族と婚姻した女子に、これを準用する。

第十五条 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることがない。

（新設）

（新設）

えて適用する第十七条第二項の規定の適用並びに養子皇族男子の子孫に係る第二条及び第六条の規定の適用については、実方の系統によるものとする。

⑦ 養子皇族男子である王については、第十一条第一項の規定は、適用しない。

⑧ 養子皇族男子が第十一条第二項の規定により皇族の身分を離れる場合において、養親（皇族の身分を離れた者を除く。）との縁組が継続しているときは、当該縁組は、将来に向かつてその効力を失う。この場合においては、当該養子皇族男子が皇族の身分を離れる時に当該養親との離縁がされたものとみなして、民法その他の法令の規定を適用する。

⑨ 養子皇族男子に係る第十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	二 親王及び王	二 親王及び王（第三十八条第四項に規定する養子皇族男子（第七号において「養子皇族男子」という。）を除く。）
第二項	同項第六号	同項第六号及び第七号
	六 内親王及び女王	六 内親王及び女王 七 養子皇族男子

改 正 案	現 行
第六条 皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てゐるために、年額により毎年支出するもの及び皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの並びに皇族であつた者としての品位保持の資に充てゐるために、皇族が皇室典範（昭和二十二年法律第三号）の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出するものとする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基づいて、これを算出する。 ② （略） ③ 年額による皇族費は、次の各号並びに次項及び第五項の規定により算出する額とし、第四条第一項に規定する皇族以外の各皇族に対し、毎年これを支出するものとする。 一 独立の生計を営む親王及び内親王に対しては、定額相当額の金額とする。 二 前号の親王の妃に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。ただし、その夫を失つて独立の生計を営む親王妃に対しては、定額相当額の金額とする。この場合において、独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。 （削る） 三 （略） 四 王、王妃及び女王に対しては、それぞれ前三号の親王、親王妃	第六条 皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てゐるために、年額により毎年支出するもの及び皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの並びに皇族であつた者としての品位保持の資に充てゐるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出するものとする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基づいて、これを算出する。 ② （略） ③ 年額による皇族費は、左の各号並びに第四項及び第五項の規定により算出する額とし、第四条第一項に規定する皇族以外の各皇族に対し、毎年これを支出するものとする。 一 独立の生計を営む親王に対しては、定額相当額の金額とする。 二 前号の親王の妃に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。但し、その夫を失つて独立の生計を営む親王妃に対しては、定額相当額の金額とする。この場合において、独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。 三 独立の生計を営む内親王に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。 四 （略） 五 王、王妃及び女王に対しては、それぞれ前各号の親王、親王妃

及び内親王に準じて算出した額の十分の七に相当する額の金額とする。

④・⑥ (略)

⑦ 皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、独立の生計を営む皇族について算出する年額の十倍に相当する額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とする。

(削る)

(削る)

⑧ 前項の規定にかかわらず、皇族がその夫又は直系尊属と同時に皇室典範第十一条又は第十四条第四項（第一号に係る部分に限る。）

の規定によりその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、第三項及び第五項の規定により算出する年額の十倍に相当する額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とする。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。

⑨・⑩ (略)

及び内親王に準じて算出した額の十分の七に相当する額の金額とする。

④・⑥ (略)

⑦ 皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、左の各号に掲げる額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とする。

一 皇室典範第十一条、第十二条及び第十四条の規定により皇族の身分を離れる者については、独立の生計を営む皇族について算出する年額の十倍に相当する額

二 皇室典範第十三条の規定により皇族の身分を離れる者については、第三項及び第五項の規定により算出する年額の十倍に相当する額。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。

(新設)

⑧・⑨ (略)

○ 皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律（昭和二十二年法律第百十一号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律 （典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときの新戸籍の編製等） 第一条 皇室典範（昭和二十二年法律第三号。以下「典範」という。） （第十一条の規定により皇族の身分を離れた者については、新戸籍を編製する。ただし、その者と同時に同条又は典範第十四条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により皇族の身分を離れた配偶者があるときは、夫婦について新戸籍を編製する。） 2 天皇及び皇族以外の配偶者のある内親王又は女王が典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは、前項本文の規定にかかわらず、夫婦について新戸籍を編製する。ただし、夫の氏を称するときは、夫の戸籍に入る。 3 養子皇族男子（典範第三十八条第四項に規定する養子皇族男子をいう。次項及び第三条において同じ。）以外の皇族が典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた場合（配偶者又は同一の氏を称する子がある場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める戸籍に入る。 一 典範第十一条又は第十四条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により皇族の身分を離れた父母の戸籍があり、かつ、父	（新設） 第一条 皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた者については、新戸籍を編製する。 ② 皇室典範第十三条の規定により前項の者と同時に皇族の身分を離れた者は、同項の者の戸籍に入る。 ③ 皇室典範第十三条の規定により第一項の者と同時に皇族の身分を離れた者に、同条の規定により同時に皇族の身分を離れた配偶者又は子があるときは、前項の規定にかかわらず、その夫婦（配偶者がいない者についてはその者）について新戸籍を編製し、その子は、その戸籍に入る。

母の氏を称するとき 父母の戸籍

二 典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた父の戸籍があり、かつ、父の氏を称するとき 父の戸籍

三 典範第十一条又は第十四条の規定により皇族の身分を離れた母の戸籍があり、かつ、母の氏を称するとき 母の戸籍

4 養子皇族男子が典範第十一条第二項の規定により皇族の身分を離れた場合（配偶者又は同一の氏を称する子がある場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める戸籍に入る。

一 養親との縁組（典範第三十八条第二項に規定する縁組をいう。

以下この項及び第十一条第一項において同じ。）が継続しておらず、かつ、当該縁組前の戸籍があるとき（その者が新戸籍編製の申出をした場合を除く。） 当該縁組前の戸籍

二 典範第十一条又は第十四条の規定により皇族の身分を離れた養親との縁組が継続しており、かつ、当該養親の戸籍があるとき 当該養親の戸籍

（典範第十四条の規定により皇族の身分を離れたときの入籍等）

第二条 典範第十四条第一項、第二項又は第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により皇族の身分を離れた者は、婚姻前の戸籍に入る。ただし、その戸籍が既に除かれているとき、同一の氏を称する子があるとき、又はその者が新戸籍編製の申出をしたときは、新戸籍を編製する。

2 典範第十四条第一項の者が同条第三項の規定により皇族の身分を離れたときは、夫婦について新戸籍を編製する。ただし、夫の氏を

第二条 皇室典範第十四条第一項乃至第三項の規定により皇族の身分を離れた者は、婚姻前の戸籍に入る。

② 皇室典範第十四条第四項の規定により皇族の身分を離れた者は、その父母につき前条第一項又は第三項の規定により編製した戸籍に入る。

③ 前二項の場合において入るべき戸籍がすでに除かれているとき、又はその者が新戸籍編製の申出をしたときは、新戸籍を編製する。

称する場合であつて、夫が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、夫の戸籍に入る。

(典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた者が離婚したときの新戸籍の編製等)

第三条 典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた者(戸籍の筆頭に記載した者及び養子皇族男子であつた者を除く。)が皇族の身分を離れた時における配偶者と離婚するときは、当該皇族の身分を離れた者について新戸籍を編製する。ただし、第一条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める戸籍に入る。

(皇族となつたときの除籍)

第四条 皇族以外の女子が皇后となり、若しくは皇族男子と婚姻し、又は天皇及び皇族以外の男子が典範第三十八条第一項の規定により養子となつたときは、その戸籍から除かれる。

(内親王又は女王と婚姻した天皇及び皇族以外の男子の戸籍)

第五条 内親王又は女王と婚姻した天皇及び皇族以外の男子の戸籍は、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに編製する。

2 第九条第一項の届出があつたときは、天皇及び皇族以外の男子について新戸籍を編製する。ただし、その者が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

(新戸籍の編製時の届出)

第六条 第一条第一項若しくは第二項本文又は第二条第一項ただし書

第三条 皇室典範第十二条の規定により皇族の身分を離れた者が離婚するときは、その者につき新戸籍を編製する。但し、その者の父母につき第一条第一項又は第三項の規定により編製した戸籍があるときは、その戸籍に入る。

② 前条第三項の規定は、前項但書の場合に準用する。

第四条 皇族以外の女子が皇后となり、又は皇族男子と婚姻したときは、その戸籍から除かれる。

(新設)

第五条 第一条第一項、第三項又は第二条第三項の規定により新戸籍

の規定により新戸籍を編製される者は、十日以内に、届書に皇族の身分を離れた原因及び年月日を記載して、その旨を届け出なければならない。この場合には、皇族の身分を離れた原因を証する書面を届書に添付しなければならない。

（入籍時の届出）

第七条 第一条第二項ただし書、第三項若しくは第四項又は第二条第一項本文の規定により戸籍に入る者は、十日以内に、届書に入籍の原因及び年月日を記載して、その旨を届け出なければならない。この場合には、入籍の原因を証する書面を届書に添付しなければならない。

（除籍時の届出）

第八条 第四条の規定により戸籍から除かれる者の四親等内の親族は、十日以内に、届書に除籍の原因及び年月日を記載して、その旨を届け出なければならない。この場合には、除籍の原因を証する書面を届書に添付しなければならない。

（内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が婚姻するときの届出）

第九条 内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が婚姻しようとするときは、典範第十条の規定により皇室会議の議を経た後に、法務省令で定める事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百三十九条の規定は、前項の規定による婚姻の届出について準用する。この場合において

を編製される者は、十日以内に、届書に皇族の身分を離れた原因及び年月日を記載して、その旨を届け出なければならない。この場合には、皇族の身分を離れた原因を証する書面を届書に添付しなければならない。

第六条 第二条第一項又は第二項の規定により戸籍に入る者は、十日以内に、届書に入籍の原因及び年月日を記載して、その旨を届け出なければならない。この場合には、入籍の原因を証する書面を届書に添付しなければならない。

第七条 第四条の規定により戸籍から除かれる者の四親等内の親族は、十日以内に、届書に除籍の原因及び年月日を記載して、その旨を届け出なければならない。この場合には、除籍の原因を証する書面を届書に添付しなければならない。

（新設）

、同条第二項中「当事者双方及び成年の証人二人以上」とあるのは、「当事者双方」と読み替えるものとする。

（内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が離婚するときの届出）

第十条 内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が離婚しようとするときは、次に掲げる事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならぬ。

- 一 親権者と定められる当事者の氏名（内親王又は女王にあつては、名）及びその者が親権を行う子の氏名
- 二 その他法務省令で定める事項

2 民法第七百六十四条において準用する同法第七百三十九条の規定は、前項の規定による離婚の届出について準用する。

（養子である皇族男子と皇族の身分を離れた養親が離縁するときの届出）

第十一条 養子（縁組による養子をいう。）である皇族男子と典範第十一条又は第十四条の規定により皇族の身分を離れた養親が離縁しようとするときは、その旨を届け出なければならぬ。

2 民法第八百十二条において準用する同法第七百三十九条の規定は、前項の規定による離縁の届出について準用する。

（法務省令への委任）

第十二条 この法律に定めるもののほか、届書の様式その他皇族の身分関係の異動に係る戸籍事務の処理に関し必要な事項は、法務省令

（新設）

（新設）

（新設）

で定める。

改 正 案	現 行
（適用除外等） 第三十九条 この法律は、日本の国籍を有しない者のうち第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者以外のもの、戸籍法の適用を受けない者（天皇及び皇族以外の男子と婚姻をした内親王及び女王（当該男子と離婚又は死別をした者を含む。）を除く。）その他政令で定める者については、適用しない。 2 前項に規定する内親王及び女王に対するこの法律及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。	（適用除外） 第三十九条 この法律は、日本の国籍を有しない者のうち第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者以外のものその他政令で定める者については、適用しない。 （新設）

改 正 案	現 行
（国の機関等に対する処分等の適用除外） 第四条（略） 2・3 （略） 4 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。 一 （略） 二 皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第二十六条の皇統譜その他天皇及び皇族の身分関係に関する事項について定める命令等 三〇七 （略）	（国の機関等に対する処分等の適用除外） 第四条 （略） 2・3 （略） 4 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。 一 （略） 二 皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第二十六条の皇統譜について定める命令等 三〇七 （略）

改 正 案	現 行
（被登録資格等） 第二十二条 投票人名簿の登録は、国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。 一 国民投票の期日前五十日に当たる日（以下「登録基準日」という。）において、当該市町村の住民基本台帳に登録されている者（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十九条第一項に規定する内親王及び女王（次号及び第三十六条第一項において「婚姻内親王等」という。）を除く。） 二 登録基準日の翌日から十四日以内に当該市町村の住民基本台帳に登録された者であつて、登録基準日においていずれの市町村の住民基本台帳にも登録されていないもの（婚姻内親王等並びに登録基準日後当該住民基本台帳に登録された日までの間に他の市町村の住民基本台帳に登録されたことがある者及び当該住民基本台帳に登録された日においていずれかの市町村の在外投票人名簿に登録されている者を除く。） 2 （略） （在外投票人名簿の登録の申請） 第三十六条 国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、国外に住所を有するもの（婚姻内親王等を除く。）は、政令で定め	（被登録資格等） 第二十二条 投票人名簿の登録は、国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、次のいずれかに該当するものについて行う。 一 国民投票の期日前五十日に当たる日（以下「登録基準日」という。）において、当該市町村の住民基本台帳に登録されている者 二 登録基準日の翌日から十四日以内に当該市町村の住民基本台帳に登録された者であつて、登録基準日においていずれの市町村の住民基本台帳にも登録されていないもの（登録基準日後当該住民基本台帳に登録された日までの間に他の市町村の住民基本台帳に登録されたことがある者及び当該住民基本台帳に登録された日においていずれかの市町村の在外投票人名簿に登録されている者を除く。） 2 （略） （在外投票人名簿の登録の申請） 第三十六条 国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、国外に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、

るところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外投票人名簿の登録の申請をすることができる。

2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、第二条第三項又は第百三十五条第五項の規定により中央選挙管理会が国民投票の期日を告示した日から登録基準日（登録基準日前十日に当たる日から登録基準日までの間に国内の市町村から国外へ転出（住民基本台帳法第十五条の三第一項に規定する転出をいう。）をした者にあつては、登録基準日後七日に当たる日）までの間に、前項の規定による申請書を、在外投票人名簿の登録の申請に關し当該申請をする者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この節において同じ。）（当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として総務省令・外務省令で定める地域にあつては、総務省令・外務省令で定める者。以下この節において同じ。）に提出し、当該領事官を経由してしなければならない。

3・4 (略)

最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外投票人名簿の登録の申請をすることができる。

2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、第二条第三項又は第百三十五条第五項の規定により中央選挙管理会が国民投票の期日を告示した日から登録基準日（登録基準日前十日に当たる日から登録基準日までの間に国内の市町村から国外へ転出（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十五条の三第一項に規定する転出をいう。）をした者にあつては、登録基準日後七日に当たる日）までの間に、前項の規定による申請書を、在外投票人名簿の登録の申請に關し当該申請をする者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この節において同じ。）（当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として総務省令・外務省令で定める地域にあつては、総務省令・外務省令で定める者。以下この節において同じ。）に提出し、当該領事官を経由してしなければならない。

3・4 (略)

